

議案第56号

つくば市スケートボードパーク条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和5年6月1日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市スケートボードパーク条例の一部を改正する条例

つくば市スケートボードパーク条例（令和5年つくば市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第3条及び第4条を次のように改める。

（一般使用の届出）

第3条 パークの一般使用（専用使用（パークの全部を独占して使用することをいう。以下同じ。）以外の使用をいう。以下同じ。）をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

（一般使用の制限）

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、一般使用を制限することができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 営利を目的として使用するおそれがあるとき。
- (3) パークの施設及び附属設備（以下「施設等」という。）を損傷し、又は滅失

するおそれがあるとき。

(4) パークの管理運営上支障があるとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、市長が不相当と認めるとき。

2 市長は、一般使用者（パークの一般使用をする者をいう。以下同じ。）の数がパークの収容能力を超えるおそれがあると認められるときその他管理上必要があると認められるときは、一般使用者の数を制限することができる。

第10条を第14条とし、第9条を第13条とし、第8条を第12条とする。

第7条の見出し中「使用許可」を「専用使用許可」に改め、同条各号列記以外の部分中「者」を「もの」に、「使用許可」を「専用使用許可」に改め、同条第1号中「者」を「もの」に改め、同条第2号及び第3号中「使用許可」を「専用使用許可」に、「者」を「もの」に改め、同条に次の1号を加える。

(4) 第4条第1項各号のいずれかに該当するもの

第7条を第11条とし、第6条を第10条とし、第5条を第9条とし、第4条の次に次の4条を加える。

（専用使用の許可）

第5条 パークの専用使用をしようとするものは、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、前項の許可（以下「専用使用許可」という。）をすることができる。

(1) つくば市が競技会又は教室を開催する場合

(2) つくば市が後援する競技会又は教室を開催する場合

3 前項の規定にかかわらず、市長は、前条第1項各号のいずれかに該当する場合は、専用使用許可をしない。

4 市長は、パークの管理上必要があると認めるときは、専用使用許可に条件を付することができる。

（使用料の納入）

第6条 使用者（一般使用者及び専用使用許可を受けたものをいう。以下同じ。）

は、市長に対し、別表に定める使用料を納入しなければならない。

2 前項の使用料は、前納とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、後納とすることができる。

（使用料の免除）

第7条 市長は、つくば市が専用使用をするときは、使用料を免除することができる。

（使用料の還付）

第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第6条関係）

区分		使用料
一般使用	18歳以上の者	1人につき1日当たり200円
	18歳未満の者	無料
専用使用		1日につき20,000円

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にされたこの条例による改正前のつくば市スケートボードパーク条例（以下「旧条例」という。）第3条第1項の許可の申請に係る許可（専用使用（パークの全部を独占して使用することをいう。以下同じ。）の許可に限る。）及び使用料については、なお従前の例による。

3 この条例の施行前にされた旧条例第3条第1項の許可の申請（この条例の施行の日以後の使用に係るものに限る。）のうち、一般使用（専用使用以外の使用を

いう。)に係る許可の申請については、この条例による改正後のつくば市スケートボードパーク条例(以下「新条例」という。)第3条の規定によりされた届出とみなす。

- 4 この条例の施行の際現に旧条例第3条第1項の規定によりされている許可のうち、専用使用に係る許可については、新条例第5条第1項の規定によりされた許可とみなす。

(提案理由)

受益者負担の観点から、流星台スケートボードパークの利用者に使用料を課し、その使用料を施設の維持管理費に充てることで、もって利用者の利便性の向上を図るため、この条例案を提出するものである。

つくば市スケートボードパーク条例（令和5年つくば市条例第18号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条・第2条（略）</p> <p><u>（一般使用の届出）</u></p> <p>第3条 <u>パークの一般使用（専用使用（パークの全部を独占して使用することをいう。以下同じ。）以外の使用をいう。以下同じ。）をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。</u></p> <p><u>（一般使用の制限）</u></p> <p>第4条 <u>市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、一般使用を制限することができる。</u></p> <p><u>(1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。</u></p> <p><u>(2) 営利を目的として使用するおそれがあるとき。</u></p> <p><u>(3) パークの施設及び附属設備（以下「施設等」という。）を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。</u></p> <p><u>(4) パークの管理運営上支障があるとき。</u></p> <p><u>(5) 前各号に掲げる場合のほか、市長が不相当と認めるとき。</u></p> <p>2 <u>市長は、一般使用者（パークの一般使用をする者をいう。以下同じ。）の数がパークの収容能力を超えるおそれがあると認められるときその他管理上必要があると認められるときは、一般使用者の数を制限することができる。</u></p> <p><u>（専用使用の許可）</u></p> <p>第5条 <u>パークの専用使用をしようとするものは、規則で定めるところにより、市</u></p>	<p>第1条・第2条（略）</p> <p><u>（使用の許可）</u></p> <p>第3条 <u>パークを使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。</u></p> <p>2 <u>市長は、パークの管理上必要があると認めるときは、前項の許可（以下「使用許可」という。）に条件を付することができる。</u></p> <p><u>（使用許可の制限）</u></p> <p>第4条 <u>市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用許可をしない。</u></p> <p><u>(1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。</u></p> <p><u>(2) 営利を目的として使用するおそれがあるとき。</u></p> <p><u>(3) パークの施設及び附属設備（以下「施設等」という。）を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。</u></p> <p><u>(4) パークの管理運営上支障があるとき。</u></p> <p><u>(5) 前各号に掲げる場合のほか、市長が不相当と認めるとき。</u></p>

長の許可を受けなければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、前項の許可（以下「専用使用許可」という。）をすることができる。

(1) つくば市が競技会又は教室を開催する場合

(2) つくば市が後援する競技会又は教室を開催する場合

3 前項の規定にかかわらず、市長は、前条第1項各号のいずれかに該当する場合は、専用使用許可をしない。

4 市長は、パークの管理上必要があると認めるときは、専用使用許可に条件を付することができる。

(使用料の納入)

第6条 使用者（一般使用者及び専用使用許可を受けたものをいう。以下同じ。）

は、市長に対し、別表に定める使用料を納入しなければならない。

2 前項の使用料は、前納とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、後納とすることができる。

(使用料の免除)

第7条 市長は、つくば市が専用使用をするときは、使用料を免除することができる。

(使用料の還付)

第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

第9条・第10条 （略）

(専用使用許可の取消し等)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するものに対し、専用使用許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状

第5条・第6条 （略）

(使用許可の取消し等)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、使用許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状

回復若しくはパークからの退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反したもの
- (2) 専用使用許可に付した条件に違反したもの
- (3) 偽りその他不正な手段により専用使用許可を受けたもの
- (4) 第4条第1項各号のいずれかに該当するもの

第12条—第14条 (略)

附則 (略)

別表 (第6条関係)

	区分	使用料
一般使用	18歳以上の者	1人につき1日当たり200円
	18歳未満の者	無料
専用使用		1日につき20,000円

回復若しくはパークからの退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反した者
- (2) 使用許可に付した条件に違反した者
- (3) 偽りその他不正な手段により使用許可を受けた者

第8条—第10条 (略)

附則 (略)